

# 特定化学物質の取扱い量 集計結果(令和3年度 上尾市)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱い量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	1	亜鉛の水溶性化合物	3	10	5,770	23	5,250	520	0
1	53	エチルベンゼン	19	3	254,800	8	29,300	0	225,500
1	71	塩化第二鉄	2	11	24,200	16	24,200	0	0
1	80	キシレン	20	2	1,731,900	3	55,200	0	1,676,700
1	88	六価クロム化合物	1	18	690	35	690	0	0
1	125	クロロベンゼン	1	18	28,000	15	28,000	0	0
1	160	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	1	18	7,000	22	7,000	0	0
1	186	ジクロロメタン(別名 塩化メチレン)	2	11	8,800	21	8,800	0	0
1	232	N,N-ジメチルホルムアミド	1	18	51,000	14	51,000	0	0
1	268	テトラメチルチウラムジスルフィド(別名 チウラム又はチラム)	1	18	670	36	670	0	0
1	272	銅水溶性塩(錯塩を除く。)	2	11	8,738,000	1	8,700,000	38,000	0
1	296	1,2,4-トリメチルベンゼン	18	4	1,161,800	6	5,300	0	1,156,500
1	297	1,3,5-トリメチルベンゼン	17	5	102,300	10	6,200	0	96,100
1	298	トリレンジイソシアネート(別名 m-トリレンジイソシアネート)	1	18	810,000	7	810,000	0	0
1	300	トルエン	25	1	4,180,700	2	113,700	0	4,067,000
1	302	ナフタレン	1	18	1,100	31	1,100	0	0
1	304	鉛	1	18	760	34	760	0	0
1	305	鉛化合物	1	18	1,800	29	1,800	0	0
1	309	ニッケル化合物	2	11	13,570	18	13,570	0	0
1	328	ビス(N,N-ジメチルジチオカルバミン酸)亜鉛(別名 ジラム)	1	18	1,600	30	1,600	0	0
1	384	1-ブロモプロパン	1	18	3,300	26	3,300	0	0
1	392	ノルマル-ヘキサン	14	6	1,269,000	5	0	0	1,269,000
1	400	ベンゼン	14	6	238,000	9	0	0	238,000
1	405	ほう素化合物	1	18	4,400	25	4,400	0	0
1	407	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)	1	18	580	37	580	0	0
1	438	メチルナフタレン	1	18	3,200	28	3,200	0	0
1	448	メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシアネート	2	11	89,900	11	89,900	0	0
1	454	2-(モルホリノジチオ)ベンゾチアゾール	1	18	3,300	26	3,300	0	0
3	1	アルミニウム(粉状のものに限る)	1	18	980	32	0	980	0
3	5	塩化水素(塩酸を含む)	4	8	71,040	13	71,040	0	0
3	24	テトラヒドロフラン	1	18	800	33	800	0	0
3	33	ニ-ブトキシエタノール	1	18	12,000	19	12,000	0	0

物質 区分	物質 番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
3	34	マグネシウム	1	18	22,000	17	22,000	0	0
3	35	メタノール	2	11	77,000	12	77,000	0	0
3	36	メチルイソブチルケトン	1	18	4,700	24	4,700	0	0
3	37	メチルエチルケトン(別名 MEK)	4	8	9,500	20	9,500	0	0
3	41	硫酸(三酸化硫黄を含む)	2	11	1,290,000	4	1,290,000	0	0
		合計	—	—	20,224,160	—	11,455,860	39,500	8,728,800

※1 取扱量について

取扱量＝使用量＋製造量＋取り扱う量

使用量：事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量：事業所において製造した量

取り扱う量：事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。